目次

神社神道の将来……2
新庁舎建設委員会並びに
本宗奉賛委員会・神宮大麻暦頒布始祭……4
平成二十八年度神社実務研修会開催のお知らせ……4
「神主さんと神社を学ぼう！」開催について……4
埼玉県神社庁新庁舎の紹介……5
懲戒規程の改正について……9
「役職員進退に関する規程」ほか
諸規程の改正に伴う留意点について……10
庁務日誌抄……12

埼玉神社庁報
第219号
発行　埼玉県神社庁
さいたま市大宮区高鼻町1-447-1
電話048(643)3542
編集　庁報室
印刷　㈱アサヒコミュニケーションズ

埼玉県神社庁　新庁舎

神社神道の将来

石井研士

神社神道が、変動の激しい現代社会の中で、今後どのようになっていくかを予想することは、誰にとっても困難な作業であるに違いない。ましてや、安易に希望的な観測や、むやみに悲観的な将来を述べても、有用でないことは明らかである。

近年、戦後の神社神道の動態を把握するための複数の資料が利用可能となった。これらの資料から明らかになったいくつかの変化が、今後も継続するとしたらどうなるかを考えることで、神社神道の将来を描いてみようと思う。

今後、ここに描かれた以外の変化、特に好ましい方向への変化が生じるかもしれない。しかしながらそのためには、重大な内的もしくは外的要因が生じる必要がある。まずは、現在までの傾向の延長線上にどのような将来が見えるか、考えてみたいと思う。

用いる資料であるが、六十余年にわたる「神社活動に関する全国統計」「神社庁活動概況」、平成八年から実施された世論調査である「神社に関する意識調査」、「伊勢神宮に関する世論調査」。昨年実施されたアンケート調査「神社・神職に関する実態調査」である。紙数の関係もあって、舌足らずな部分はご寛恕いただきたい。あらためて詳細なレポートを公開したいと思う。

「神社活動に関する全国統計」と「神社庁活動概況」

資料によると、戦後、神社界の教化体制はかなりの程度強化された。教化に関する予算額は大きく増加し、教化委員、講師など、教化要員は増えていった。神宮大麻頒布は斯界全体の活動となった。社頭では神棚や国旗が授与され、国旗掲揚塔、社頭掲示板はどの神社でも見られるようになった。社報の発行も一般的になった。

他方で、戦後増え続けた例祭の参詣者、初詣の参詣者、神札の授与数、守札の授与数が減少に転じた神社が近年増えている。神社を支えてきた婦人会、子供会、青年会もまた近年は不活発になった。氏子の氏神離れと格差の増大が進行している。

神社の活動内容に変化が生じている。子どもに関わる行事が後退した。近年、誕生児の命名、幼稚園数と園児数が減少し、ボーイスカウト活動が低下している。他方で、神葬祭や神葬墓地が増加するなど、死に関する儀礼への関わりが強くなっている。

「神社に関する意識調査」と「伊勢神宮に関する世論調査」

両世論調査は、日本人がどのように神社と関わっているかを具体的に明らかにするものである。調査にはかなり厳しい結果が示されている。「氏神を知っている」とする回答者の割合は、第一回の平成八年から減り続けている。実際の参拝状況を加味すると、氏神との関わりを全く持たない日本人が五割を超えている。

神棚の保有率に関しても、一貫して減り続け、現在は全国平均で四割、大都市部では二割余りとなっている。

「神社・神職に関する実態調査」

このアンケート調査は平成二十八年が最初で、継続的な変化を計ることはできない。それでも、質問に過去から現在までの変化を尋ねる質問や将来の展望に関する質問が含まれていて、本務宮司がどのように感じているかをうかがうことは十分に可能である。

「神社に関する実態調査」では、氏子、総代、例祭の奉仕の形態、教化活動に加えて、神社の収入に関しても設問が設けられている。氏子数については回答者の七割が「減少」と回答している。主たる理由は「地域の人口が減少したから」であった。社入に関しては「三〇〇万円未満」が六割を超えた。こうした傾向はより「過疎地域」で顕著に示されている。

また「神職に関する実態調査」では、神職に関する基本的項目、兼業の実態の他に、宮司の年収、後継者の有無についても尋ねている。後継者が「いる」と回答した者は六三・三パーセントだった。

「今後、氏子・崇敬者はどうなると思いますか」という質問には、「増加」が九パーセントであったのに対して七三パーセントが

「減少」を予想した。その結果、「一〇年後の本務神社はどうなっているかと思いますか」という質問に、「ますます栄えていく」はわずかに五パーセントにとどまった。逆に「寂れていく」は五割を超えた。

「一〇年前と比較して神職の社会的地位はどのように位置づけられていると思いますか」については、「上がっている」が一二パーセントに対して、「下がっている」は二二パーセントと一〇ポイント上回った。

格差はどこで生じるのか

戦後、神社神道に変化を及ぼしてきた基本的な変動は、政治体制の変化、教育内容の変化、産業構造の変動、地域社会の解体と流動化、家族構造の変化、ライフスタイルの変容などさまざまである。その中でも、地域社会の変容は直接大きな変化を及ぼした。

ここでは詳述を避けるが、試算によると二〇四〇年までに神社本庁傘下の約四割の神社が人口減少によって消滅する可能性があるという結果もでている。都道府県別に見ると、北海道や東北諸県で高い数値が示されている。数値を挙げると、北海道七八パーセント、青森県九六パーセント、秋田県九九パーセントなどである。

「消滅」自体は確かに重大な問題である。しかし、より深刻なのは、「格差」の問題である。ところで、格差はどこで生じているのだろうか。さまざまなところで生じ、問題を複雑にし、対応を困難にさせているのである。

先ほどの消滅予想される神社の割合でいえば、首都圏や大規模都市を含む都道府県は低く、東京都は六パーセント、大阪府一八パーセントとなっている。関東では、埼玉県二六パーセント、神奈川県八パーセント、千葉県四八パーセント、茨城県四一パーセント、栃木県二一パーセント、群馬県三六パーセントとなっていて、同じ関東でもかなりの差があることがわかる。

もうすこし埼玉県に近づけて述べれば、県の西部には消滅可能性自治体が集まっている一方で、東京都心に近い地域は、人口減少に関する限りは問題がない。さらに、支部といった地域組織内でも格差が存在すると考えていいだろう。

ところで、これまでの調査では、過疎地や限界集落に位置する神社でも、十分な存続基盤を有しているものがあることが分かっている。なぜそうなるのか、十分な調査がないので不明であるが、単に人口だけでなく、神社の歴史的経緯、地域社会における特異な役割、神職やその家族の努力、あるいはパーソナリティなど、他の要因が関係していると思われる。

神社の公益性とは何か

過疎地や限界集落に位置している神社は、しだいに活動が限定的になり、神社を支える経済的基盤がいっそう脆弱化して存続が困難になっていく。他方で、地方の中核都市や首都圏などに位置する神社や、知名度の高い神社は、当分の間現状の維持か発展を遂げるだろう。多くの領域で格差が生じている現状で、その格差を埋めるような努力が必要になることは明かである。

高度情報化社会の中で、ホームページやメディアなどを利用して、新たな崇敬者を獲得するために多様な事業が興るが、一部は商業主義的な性格をいっそう強くするかもしれない。こうした中で、あらためて、神社の公益性が問題となってくるだろう。

地域社会の変容、高度情報化、高度消費化が進行するなかで、「地域」「氏子」「崇敬者」の概念が揺らぎ、変容している点についても十分な認識が必要と考える。氏神は誰によってどのように支えられる可能性があるのか、最悪の事態も想定しながら、神社界全体の将来を展望する必要性が生じている。

斯界が一体となって困難な現状を認識し、問題を共有し、さらには対応にあたることができるのかどうかが、今後の神社界の鍵であるように思える。そのためには、これまで蓄積した資料を分析し、必要な調査を実施して現状を把握する。そのうえで智恵と勇気を持って未来を切り開く覚悟が必要となるだろう。

（國學院大學副学長・神道文化学部教授）

新庁舎建設委員会並びに本宗奉賛委員会・神宮大麻暦頒布始祭

髙橋寛司

十月七日、新庁舎建設委員会が武蔵一宮氷川神社大ホールで開催された。

事務局より工事の進捗状況の説明のほか、今後の日程などについて協議された。その後、委員には工事中の新庁舎内をご視察頂いた。

引き続き、埼玉県神社庁本宗奉賛委員会（押田豊委員長）が、大ホールで開催され、先ず事務局から、平成二十八年度神宮大麻暦交付数等、本宗奉賛に関する取り組みについて報告された。次いで、三カ年継続神宮大麻都市頒布向上計画・モデル支部である秩父・旧大里・旧北葛飾支部の取り組み、過去の指定支部も含めて各支部長・事務局長・関係団体・総代会からの報告がなされた。

その後、小ホールに移動し、埼玉県神社庁神宮大麻暦頒布始祭が氷川神社職員により斎行された。終了後、神宮大麻暦頒布表彰があり、優良支部並びに優良者に表彰状・記念品が授与された。

（庁報編集委員）

平成二十八年度教養研修会開催のお知らせ

中山真樹

期　日　平成二十九年三月二日（木・赤口）

会　場　川越市「氷川会館」

研修主題　『社を守る～社殿の維持管理～』

開催趣旨　私たち神職や氏子にとって神聖な祭祀空間である神社の境内施設は、日頃の祭祀や心地良い参拝を続けるため、各社、不断の努力によって営繕が繰り返され、現在まで維持されてきました。特に祭祀の中心となる社殿においては、彫刻や彩色など荘厳の維持や、神さびても清浄さを保ってゆかねばなりません。しかも、社殿は地域文化を伝える歴史的建造物として、今後も文化財となることも考えられ、安易な修理・修繕、改築を行うことができないことが予測されます。そのためにも、我々神職が、神社建築についての基礎知識を身に付けておかなくてはなりません。本研修では、神社建築の基礎や修復について学ぶと共に、歴史的価値や文化財の保護についても学ぶことを目的としました。また、今回は座学だけでなく、修復中の社殿や修復された文化財の見学なども行います。

講　師　デービット・アトキンソン氏
（㈱小西美術工藝社代表取締役会長兼社長）
埼玉県教育局市町村支援部
生涯学習文化財課　担当職員

申　込　二月二十日締切（支部事務局まで）

（教化委員会研修部班長）

「神主さんと神社を学ぼう！」開催について

宮本洋平

三月二十六日（日・赤口）、武蔵一宮氷川神社におきまして、「神主さんと神社を学ぼう！」を開催いたします。

空前の御朱印ブームが到来し、多くの方の足が神社へ向いています。そこで今回は、県内神社の御朱印を一堂に集めた「埼玉県　神社御朱印展」を開催します。これにより多くの方々に御朱印の魅力よって県内各社へ足を運ぶきっかけになればと思っております。その他にも、詳しい御朱印についての講話や、御朱印帳手作り体験なども企画しております。

御朱印に関する企画以外にも、「武蔵一宮氷川神社　明治天皇御親祭について」「忠魂碑について」の各講話や「県内神社の紹介」「神話講談」「神話カレンダー原画展」を行います。神楽殿においては、「国指定重要無形文化財里神楽の奉奏」國學院大學学生による「雅楽・神楽舞の奉奏」を行います。また、境内では、「氷川神社職員による境内案内」や「氏神検索・神社神棚相談コーナー」を開設致します。

各種催しや当日スケジュール等を掲載したチラシを作成いたしましたので、氏子や参拝者への配布を希望される方は、神社庁までお問合わせ下さい。

※「埼玉県　神社御朱印展」に展覧いたします御朱印の、神社庁へ提出の締め切りが、二月末日となっております。主旨に御理解と御賛同頂けます方は自社御朱印を期日までにご提出頂けますよう御協力をお願い申し上げます。詳しくは神社庁までお問合せ下さい。

（教化委員会教化広報部班長）

埼玉県神社庁新庁舎完成

神社庁舎外観

正面玄関

2階ホール

2階廊下

神殿・講堂

神　殿

神殿・講堂

講　堂

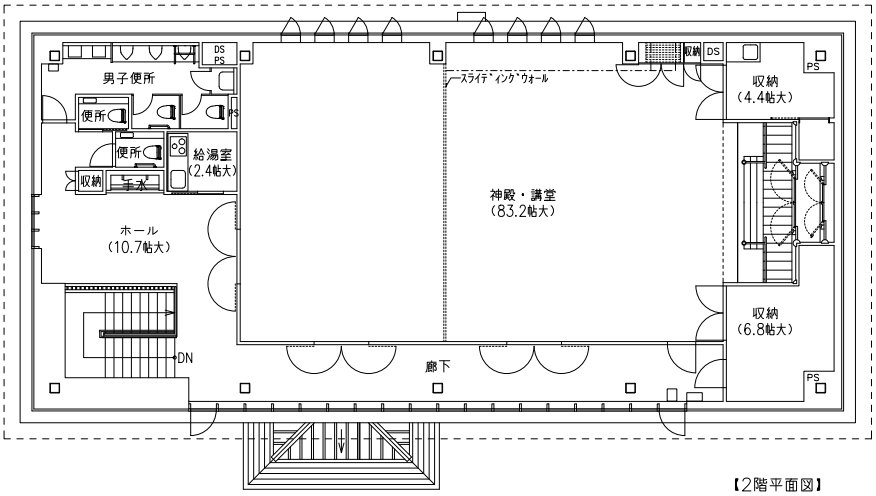

【2階平面図】

玄　関

1 階ホール

1 階事務室

1 階庁長室・応接室

1 階資料室

1 階和室

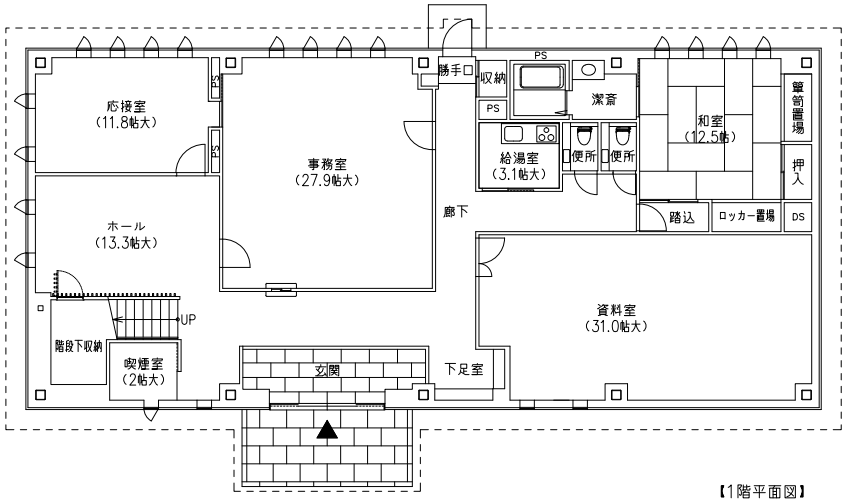

【1階平面図】

庁舎移転のお知らせ

このたび埼玉県神社庁は、庁舎を下記へ移転いたしました。
今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【新住所】
〒330-0803
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1-447-1

埼玉県神社庁

TEL 048-643-3542　FAX 048-641-8959
（電話・FAX番号は変更ありません）

懲戒規程の改正について

複雑多様化する懲戒事案に現行の懲戒規程では対応が難しくなってゐることから、懲戒規程の大幅な見直し・整備を行ひました。主な改正点は次の六点になります。

一、対象者となるのはだれなのでせうか

―懲戒規程の対象者について

これまで、懲戒規程の対象者は庁規第五条に規定する全職員となってゐましたが、本規程は一般労働法規にかかる懲戒ではなく、包括宗教団体としての懲戒であるとした上で、対象者については、当該職員の内、統理が任命した者（庁規第八十七条に規定する神職、神社庁参事）並びに統理の指揮を受けて職務を行ふ者、長老、名誉宮司となりました。さらに、包括宗教団体としての懲戒といふ点から、現任者のみならず、かつて当該職に在った者についても、本規程の対象としてゐる点が大きな変更点になります。

尚、今後、神社における、いはゆる労使にかかる問題並びに神職以外の職員の懲戒にかかる問題については、各雇用が就業規則等の定に基づき対応されるとともに、各神社・神社庁に於いては、労使問題等に備へて常に法令を確認され、就業規則等には万全を期して下さい。

二、どのやうな事由が懲戒対象となり、どのやうな処分がなされるのでせうか

―懲戒事由と処分内容について

これまで、懲戒対象となる事由やその処分内容については、具体的に定められてゐなかったことから、懲戒事由は第二条に、処分内容については第三条に夫々定め、さらに詳細な事項（より具体的な対象となる事由等）については施行細則を以て定めることとしました。今後は、神社本庁憲章や庁規、その他諸規程に著しく違背する行為が判明したり、神職としての資質に欠ける行為が判明した場合など、規程第二条に該当する事案が発生した場合には、規程第三条に定める処分を受ける可能性があります。

三、どのやうにして懲戒処分がなされるのでせうか

―懲戒手続きについて

では、実際に懲戒の対象となる事案が起こった場合、どのやうにして処分がなされるのでせうか。この点については、これまで具体的な手続き等が定められてゐませんでした。そこで、その手続きの一つとして、懲戒対象者に応じて具申者を定め、統理宛に具申することを明確に定めました。さらにもう一つは、統理宛に具申された懲戒は、統理の諮問に応じて、人事委員会及び懲戒委員会で審議されることとしました。よって、懲戒事由が判明した場合には、規程第四条に定める具申者が、具申書を作成し、神社庁長が意見を付して、統理宛に具申することになります。また、かつて在職した者を具申する場合も、規程第四条の定に準じ、当該人の職に応じた具申者が具申書を作成し、神社庁長の意見を付して進達することになります。

尚、懲戒具申にあたっては、神社庁長は意見を付すだけではなく、当該証拠となる書類を添付し、説明しなければなりません。先づは当該神社庁へ御相談下さい。

四、刑事事件に関して起訴されたり、逮捕・勾留された場合にはどうすればよいのでせうか

―役職員進退に関する規程第二十三条第一項第二号及び第四号に該当する事件が発生した場合

此度の改正により、新たに本規程の対象と

なる者が刑事事件に関し起訴されたとき及び刑事事件に関し逮捕され勾留されたとき等は神社庁長より統理宛に報告が必要となります。

ついては、今後、当該事案が発生した場合には、速やかに、当該神社庁に御報告下さい。

五、懲戒処分の解除は可能なのでせうか

―懲戒処分の解除について

これまで懲戒処分の解除については定められてゐませんでしたが、状況に応じて処分の解除をすることができることとし、懲戒規程全体の整備を図りました。

尚、懲戒処分の解除は、懲戒処分から十年経過し、且つ本人の改悛の情が明らかなことが証明された場合となります。この場合には、規程第十条に定める具申者（総長或いは神社庁長）が、具申することとなります。

六、施行細則の制定について

懲戒規程の適用については、これまで同規程と懲戒委員会規程のみを以て実施され、処分の具体的な運用の定がありませんでした。そこで、円滑な事務を行ふため、懲戒規程の実施について必要な事項（処分の適用事由等）を施行細則に新たに定めました。

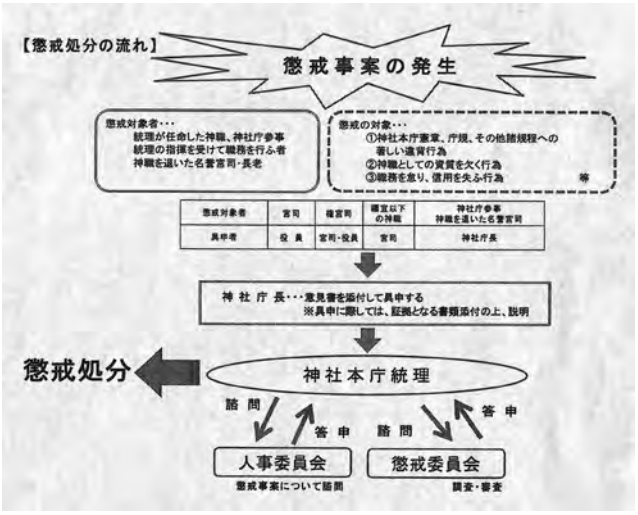

（「月刊若木」第805号附録より転載）

「役職員進退に関する規程」ほか諸規程の改正に伴う留意点について

昨年、神社本庁の五月定例評議員会において、「役職員進退に関する規程」ほか諸規程の変更が可決され、七月一日より施行されておりますことは、御承知のことと存じます。この改正に伴い、御留意いただきたい点について改めてお示しいたします。

宮司・禰宜以下の任命具申手続きについて

宮司の任命具申にあたっては、具申書に給与すべき俸給額を記載することになっておりましたが、俸給額については雇用に関することでありますことから、この度の改正により記載不要となりましたので、別紙一様式により具申書を作成願います。

また、現に管内に在職する者を具申する場合は、履歴書及び階位証明書を省略することができましたが、いずれの場合も履歴書及び階位証明書、誓約書その他必要書類を添付して任命具申することになりました。

禰宜以下の任命については、宮司任命手続きと基本的には同様でありますが、責任役員の同意を必要とせず、当該神社宮司の同意を要し、さらに当該神社宛の誓約書の添付を要しますので、別紙二様式により具申書を作成願います。

申請書の雛形は、埼玉県神社庁のホームページをご覧いただき、サイト内検索のところに「書類」または「申請」とご入力・検索いただきますと、各種申請用紙のというページが開きます。そちらからダウンロードすることができますので、御活用くださいますようお願いいたします。

別紙一
宮司任命具申書（本務）（兼務）

（別紙１　宮司任命具申書）

（別紙2　禰宜（権禰宜）任命具申書）

神職任用に際しての誓約書徴取について

昭和六十年より初めて神職として任用される方は、誓約書を提出することになっています。

しかしながら、近年は、神社本庁憲章を逸脱し、神社・神職の社会的信用を著しく失墜される事件が度々起こっております。

こうした社会環境の変化を鑑み、はじめて神職として任用される際だけではなく、初任ではない新任、昇任、再任、転任（本務替を含む。）、降格した神職等の任用に際しては、いずれの場合も誓約書の提出が必要となりました。

【御参考】

通達第七号（平成二十八年六月十日付・神社本庁総長名都道府県神社庁長宛）

神職任用に際して誓約書徴取の件

（昭和六十年通達第一号）の変更について

昭和六十年三月二十六日付通達第一号を以て、神職として新たに任用される者は、任用に先立ち誓約書を徴取することとなり、今日に至ってをります。

当時の通達中「一、その他」において「この誓約書は、初めて神職に任用される者について義務づけられるもので、昇任、転任などそれ以外の発令に際してまで含むものではない。」とあることから、所謂「初任」時に誓約書を徴取するのみで、その後の昇任、転任、または一旦退職した後の再任用などの場合において、誓約書提出の義務付はしてをりませんでした。

しかし昨今、神社本庁憲章の精神を逸脱し、社会秩序・職場秩序を紊す者や、神社関係者間での諍ひにより、事案によっては法廷闘争に発展するなど、神社・神職への社会的信用を著しく失墜させるやうな事件が度々おこってゐます。

ついては、昭和六十年の通達から三十年が経過し、社会環境や関係法令が大きく変化した状況に鑑み、今後の神職任用に際して誓約書徴取については、左記の通り施行することとしますので、お取扱ひの程宜しくお願ひ申上げます。

記

一、目　的

神職としての任用にあたり、神社本庁憲章並びに庁規・諸規定を遵守することを誓約させると共に、神職の使命の重大さ、さらには職員としての役割を再確認させ、職責を全うさせることを目的とする。

一、対　象

庁規第五条に定める職員の内、庁規第八十七条第一項に定める神職として、平成二十八年七月一日以降に発令された左の者について、誓約書を徴取する。

一　はじめて神職として任用される者

二　初任ではない新任、昇任、再任、転任（本務替を含む。）、降格した神職

従って、出仕等神職に準じて日勤する者について、その対象としない。

一、誓約書様式

別紙（一）（二）の通りとする。

但し、署名は本人自筆とする。

尚、就業規則（服務規程）の定めのない神社にあっては、別紙（二）「さらには就業規則（服務規程）」部分を外すこと。

一、提　出

前記様式により、前記各号の該当者は、統理宛誓約書別紙（一）と神社宛誓約書（権宮司以下の者）別紙（二）を任命をうけようとする全ての神社それぞれ作成し署名捺印して任命具申書に添付の上、統理宛提出する。

但し、神社宛誓約書については、写を具申書に添付すること。

一、発　令

神社庁は、役職員進退に関する規程第五条の定めに従ひ、神職の任命にあたるが、該当者について必ず誓約書を徴取し、且つ提出された誓約書それぞれに不備のないやう確認した後、発令する。

別表に掲げる神社の宮司、権宮司等神社庁長に委任されない神職の任命については、任命具申書に誓約書を添付させ、進達のあったものについて、本庁は同様に取扱ふ。

一、誓約書の保管

誓約書は、神社庁に於いて任命関係書類と共に保管するものとする。

一、その他

本庁にて直接取扱ふ庁規第九十条第二項にかかる宮司の特任、さらには統理が承認する直階宮司代務者にかかる事務についても必要書類として誓約書を添付すること。

以　上

（別紙　誓約書）

庁務日誌抄

10・17　研修部会（中山班）　於　川越・氷川会館
10・18　東京都神社庁設立七十周年記念大会
　中山庁長出席　於　明治神宮会館
10・20　事業部会（新渡戸班）　於　大宮・氷川神社
　群馬県神社庁設立七十周年記念大会
　前原参事出席　於　伊勢崎市文化会館
10・25　正副教化委員長会　於　大宮区内
　庁報編集会議　於　神社庁
10・25～26　教化広報部会　於　大宮・氷川神社
　神社庁祭式講師研究会
　高梨祭式講師出席　於　神社本庁
10・26　山梨県神社庁設立七十周年記念大会
　中山庁長・大野総代会長出席
　於　甲府市・コラニ文化ホール
11・1　新庁舎建設委員会（式典部門）
　神社庁研修所講師会　於　大宮・氷川神社
11・10　事業部会（新渡戸班）　於　大宮・氷川神社
　一都七県神社庁長会
　竹本副庁長・前原参事出席　於　明治記念館
11・12　日本会議埼玉理事会　高橋主事補出席
　於　武蔵浦和コミュニティセンター
11・15　新庁舎第一回施主検査　武田主事補出席
11・21　教化委員会役員会
　研修部会（中山班・恩田班）
　事業部会（新渡戸班・嶋田班）
　新庁舎第二回施主検査
　中山庁長・竹本・押田両副庁長出席
11・24　支部長懇話会　於　秩父神社
11・25　新庁舎取扱説明会　神社庁職員出席
11・26　千葉県神社庁新庁舎竣工祝賀会
　中山庁長出席　於　三井ガーデンホテル千葉
11・28　神社庁研修所運営会議・神社庁関係団体連絡協議会　於　大宮・氷川神社
11・29　一都七県神政連協議会当番事務引き継ぎ
　神政連東京都本部事務局職員来庁
11・29～30　全国教化会議
　山田教化委員長・原副委員長出席　於　神社本庁
11・30　新庁舎引き渡し
　教化広報部会　於　大宮・氷川神社
12・1　教誨師連盟研修会
　前原参事出席　於　さいたま新都心合同庁舎
12・9　正副庁長会
　神社庁役員会　於　大宮・清水園
12・10　今こそ憲法改正を！埼玉県民大会
　中山庁長他百二十名参加　於　狭山市民会館
12・19～20　新庁舎引越し作業
12・21　新庁舎において業務開始
平成二十九年
1・16　庁報編集会議　於　神社庁
1・19　埼玉県宗教連盟理事会・新年会
　於　浦和・高砂
1・20　神社庁新年互礼会　九十四名出席
　於　大宮・清水園
1・23　教化広報部会　於　神社庁

任免辞令

任

10・15　深瀬　直一　新　武野神社禰宜　（北足立）
11・1　宮澤　泉　新　久伊豆神社権禰宜　（埼玉東）
12・1　田所　常行　兼　久下神社宮司　（大里児玉）
12・1　茂木　治男　兼　愛宕神社宮司　（大里児玉）

本務替

12・1　田所　常行　新　久下神社宮司　（大里児玉）
　旧　伊奈利神社権禰宜　（大里児玉）

免

10・31　佐倉　聡　本　氷川神社権禰宜　（入間東）
12・2　田所　常行　兼　伊奈利神社権禰宜　（大里児玉）

帰幽

久下神社宮司　栗原　行平　（大里児玉）
（十月二十二日　享年八十五歳）